

新城市国民保護計画を変更しました。

新城市公告第11号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定に基づき、新城市国民保護計画を変更したので、別添のとおり公表する。

平成22年3月3日

新城市長 穂積亮次